

地球温暖化防止対策に関する意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化しております。20世紀の間に地球の平均気温は0.6℃上昇し、我が国の平均気温も1℃上昇しました。最悪の場合、2100年には(18世紀の産業革命以前と比較して)6.4℃気温が上がり、88cm海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることは誰の目にも明らかであります。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されます。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところであります。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待ちません。

よって、こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)と定めることをはじめ、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、また、産業分野でも先進的に取り組まれるよう、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)と宣言し、地球温暖化防止のために啓発しあい、皆で行動する日と定め、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。
- 2 クールビズやウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めるとともに、「チーム・マイナス6%」な

どの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。

3 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

4 法的拘束力のない産業界の努力目標に委ねるのでなく、法的拘束力のある中長期削減目標を設定すること。

5 目標達成のための手だてとして政府と産業界との公的協定、排出量取引制度、環境税などを検討すること。

6 風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの買取り制度の拡大を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年6月10日

尼崎市議会議長

関係大臣あて